

大 個 審 第 3 2 号
(答 申 第 1 1 号)
平成 1 0 年 3 月 1 3 日

大阪府教育委員会 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 佐藤 幸治

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成 1 0 年 1 月 2 6 日付け教委高第 8 1 1 号で諮問のありました府立学校における大阪府個人情報保護条例第 7 条第 3 項第 6 号及び同条第 4 項に規定する個人情報の収集については、審議の結果、下記事項に留意することを前提に、諮問の内容を適当なものとして認めましたので、答申します。

記

1 共通事項

- ① 収集した個人情報は、諮問の各事務ごとに保管責任者、保存期間、管理方法等を定めるなど、厳格な管理体制を整備するとともに、個人情報を例外的に収集するに至った経過についても記録を残しておくこと。
- ② 収集した個人情報については、個人が自己に関する情報を実効的にコントロールする権利の保障を理念とした本条例の趣旨に鑑みて、本人からのアクセス権を保障すること。
- ③ 諮問の各事務を担当する府立学校の教職員等関係者に対して、当該事務の個人情報の取扱いの詳細について周知徹底に努めること。

2 個別事項

- 諮問 1 : 府立学校の児童生徒等に関して生じた差別事象に関わって、関係児童生徒等の指導に必要なセンシティブ情報を本人から収集することについて
- ・ 収集する個人情報は、当該差別事象の生起に関わる指導に必要な情報に限定するとともに、収集に当たっては、本人の意思を十分尊重すること。

○諮問２：府立学校の入学事務に関わって、学級編成に必要な個人情報を本人以外から収集することについて

- ・ 当該事務の遂行に必要な情報は、まず本人及び保護者（以下「本人等」という。）から収集することとし、やむを得ず本人等以外から収集するときは、合格者説明会の場等において本人等に対し説明するなど、その必要性や情報開示の対象となることについても十分理解されるよう努めること。
- ・ 本人等以外から収集する個人情報は、入学する生徒が健やかに学校生活を行う上で、学級編成に特に配慮が必要とされる生徒の仲間関係及び心身に關する必要最小限の情報に限定し、心身に關する個人情報以外のセンシティブ情報は収集しないこと。
- ・ 当該事務の執行状況について、その結果を速やかに本審議会に報告するとともに、当該情報を本人等以外から収集する場合、できる限り早期に本人等の同意を得て収集する体制に移行すること。

○諮問３：府立学校の在籍児童生徒等の指導に関わって、指導に必要な個人のセンシティブ情報等を本人以外から収集することについて

- ・ 個人情報を本人以外から収集するときは、①本人等の居所が不明であり、本人の所在確認をする必要がある場合及び②本人が長期間不登校となっているなど、当該児童生徒に発生している状況を放置することが教育上許されないと客観的に判断される場合であって、かつ、本人等から適切な情報が収集できない場合に限ること。
- ・ センシティブ情報を本人以外から収集する場合、①においては、本人等の居所が不明であり、教育上、放置できず、緊急に措置する必要があるとき、②においては、教育上の措置を講ずるに当たって、専門家の判断を要するときに限ること。
- ・ 収集する個人情報は、当政事案に応じた必要最小限の情報とし、②においてセンシティブ情報を収集するときは、当該専門家が教育上の措置を講ずるために必要であると判断した個人情報に限ること。